

富山県警察体力検定等実施要綱の制定について（例規通達）

「富山県警察体力検定等実施要綱」を別添のとおり制定し、令和3年4月1日から施行することとしたから、部下職員に周知徹底し、基礎体力水準の向上に努められたい。

なお、「富山県警察体力検定等実施要綱の制定について」（平成15年3月27日付け富教第366号）は、令和3年3月31日をもって廃止する。

別添

富山県警察体力検定等実施要綱

第1 要綱の趣旨

この要綱は、富山県警察官（以下「警察官」という。）が行う警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 体力検定等の目的

体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって第一線執行力の強化に資することを目的とする。

第3 推進体制

1 運営責任者

- (1) 富山県警察本部（以下「本部」という。）に運営責任者を置き、警務部教養課長をもって充てる。
- (2) 運営責任者は、体力検定等の実施に関する必要な事務及び運営を行うものとする。

2 実施責任者

- (1) 実施責任者は、各所属の長とする。
- (2) 実施責任者は、体力検定等を計画的かつ安全に実施する責を負う。

3 推進責任者

- (1) 実施責任者は、所属の警部以上の階級にある警察官又は警部相当職以上の職にある一般職員の中から推進責任者を指定する。
- (2) 推進責任者は、効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施に努めなければならない。

4 立会責任者

- (1) 実施責任者は、所属の警部補以上の階級にある警察官又は警部補相当職以上の職にある一般職員の中から立会責任者を指定する。
- (2) 立会責任者は、所属の体力検定等の実施に必ず立ち会い、安全かつ適正な体力検定等の実施に努めなければならない。

5 測定責任者

- (1) 実施責任者は、所属の警察官又は一般職員のうち体力検定等の実施に関する研修等を受けた者の中から測定責任者を指定する。
- (2) 測定責任者は、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(3) 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

第4 体力検定等の対象及び実施基準

1 対象

警察官とする。

2 実施基準

年1回以上実施するものとする。

第5 体力検定等の種目及び実施要領

1 警察体力検定の種目は、「JAPPAT」（ジャパット）とする。

2 体力テストの種目は、次のとおりとする。

(1) 握力

(2) 上体起こし

(3) 長座体前屈

(4) 反復横とび

(5) 20mシャトルラン（往復持久走）

(6) 立ち幅とび

3 体力検定等の実施要領は、別に示す「JAPPAT実施マニュアル」（以下「マニュアル」という。）及びスポーツ庁の「新体力テスト実施要項」（以下「体力テスト実施要項」という。）の定めるところによるものとする。

第6 受検結果の評価等

1 受検結果の報告

実施責任者は、体力検定等の受検結果を速やかに運営責任者に報告しなければならない。

2 評価

(1) 警察体力検定

マニュアルに基づく級位の認定

(2) 体力テスト

体力テスト実施要項に基づく体力判定

3 評価の通知

運営責任者は、受検結果の評価を実施責任者に通知するものとする。

第7 結果の活用

運営責任者は、体力検定等の所属ごとの傾向を分析し、これを教養訓練に反映させるなど、警察官の体力水準向上のための施策を積極的に講じるものとする。

第8 体力検定等の効力

体力検定等の結果は、認定の日から翌年度末を有効とする。ただし、当該有効期間内に新たに認定を受けた場合は、その評価をもって有効とする。

第9 安全管理

1 体力検定等を実施する際には、マニュアル及び体力テスト実施要項に従い適正かつ

安全に実施すること。

- 2 立会責任者は、体力検定等実施前は、施設及び使用器具の安全点検を確実に実施するとともに、受検者の健康状態、既往症等を把握し、体力検定等実施に支障がないことを確認すること。
- 3 立会責任者は、体力検定等実施場所の気温及び湿度に配意し、熱中症事故防止に努めること。
- 4 立会責任者は、体力検定等を実施する際には、受検者に運動に適した服装を着用させるとともに、準備運動及び整理運動を十分に行わせ、受傷事故防止に努めること。
なお、警察体力検定を実施する際には、検定終了直後の転倒を防止するための補助員を必ず配置すること。
- 5 立会責任者は、体力検定等実施中は、常に受検者の動静に注視し、異常を認めたときは、直ちに体力検定等を中断させ必要な措置を講ずること。

第10 その他

警察大学校及び管区警察学校において実施した体力検定等の結果については、記録を運営責任者に報告することにより、体力検定等の結果として計上できるものとする。